

# 給与支払報告 特別徴収にかかると給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

年 月 日  茂木町長 様	(特別徴収義務者)	所在地	郵便番号	特別徴収義務者指定番号										
		名称	宛 名 番 号											
		代表者の職氏名	連絡者の係 及び氏名並び にその電話番 号		係	氏名	電話							
		個人番号又は法人番号			氏名									
給 与 所 得 者				(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済月	(ウ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額	異動年月日	年 月 日	異動後の 未徴収税額 の 徴 収	退職年の1月 から退職時ま での給与支払 額	備 考		
フリガナ				円	月分 から	円	円	異 動 の 事 由		1.特別徴収継続 2.一括徴収 3.普通徴収 3を○で囲んだ 場合は、一括徴 収できない理由 欄に○を付して ください。	円	一括徴収した 税額は、  月分で 納入します。 納入年月日 年 月 日		
氏 名	(旧姓)							1. 退職 2. 転職 3. 休 職 4. 長期欠勤 5. 死 亡 6. 会社解散 7. 住所誤報 8. 育児休業					9. その他 a. 総受給者が2名以下 b. 他事業所で特別徴収 c. 均等割非課税基準所得以下 d. 給与から税額が引ききれない e. 給与の支払いが不定期 f. 事業専従者	
個人番号	(1月1日現在の住所・必ず記入願います)													
旧住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)													
現住所														

◎ 給与の支払を受けなくなった後の納付額（未徴収税額）について一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由	異動者確認欄	給与または 退職手当等の 支払予定日	一 括 徴 収 予 定 額		<p>●退職者の未徴収税額について</p> <p>1月1日から4月30日の間に退職した方の残税額については、退職時に一括徴収することが義務づけられています。</p> <p>なお、それ以外に退職された方についても、本人の了解を得て、なるべく一括徴収の方法で納入して下さるよう、お願いいたします。</p>
1. 異動が 年12月31日まで、申出が 月 日申出)			支 払 予 定 日 ごとの徴収 予定額	合 計 (上記(ウ)と同 額)	
2. 異動が 年1月1日以後で特別徴収の継続の希望がないため			円	円	
一 括 徴 収 で き ない 理 由 (○を付してください)			円	円	
1. 5月31日まで支払われる給与若しくは退職手当等がないため又は未徴収税額より少ないため			円	円	
2. その他 理由 ( )			円	円	

転 勤 等 に よ る 特 別 徴 収 届 出 書 (左欄外の注意書きを参照してください。)

月割額  円  月分から徴収し 納入する。	(特別徴収義務者)	所在地 郵便番号	郵便番号	特別徴収義務者 指 定 番 号										新 規	※新規の場合は記入不要です。
		フリガナ	継 続												
		名称	法人番号		係	氏名	電話								
		代表者の 職氏名										氏名			
		給与支払方法及びその期日				電話	納 入 書					要 ・ 不 要			

(注意)

3 2 1

「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入して下さい。転勤・再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合は、前勤務先で上段の事項を記入し、下段(転勤等による特別徴収届出書)の事務を記入し、また、徴収台帳への記入等必要の手続きを済ましたうえで、一月一日現在の住所(課税地)の市区町村長に送付してください。 ※印の欄は、届出者において記入する必要はありません。